

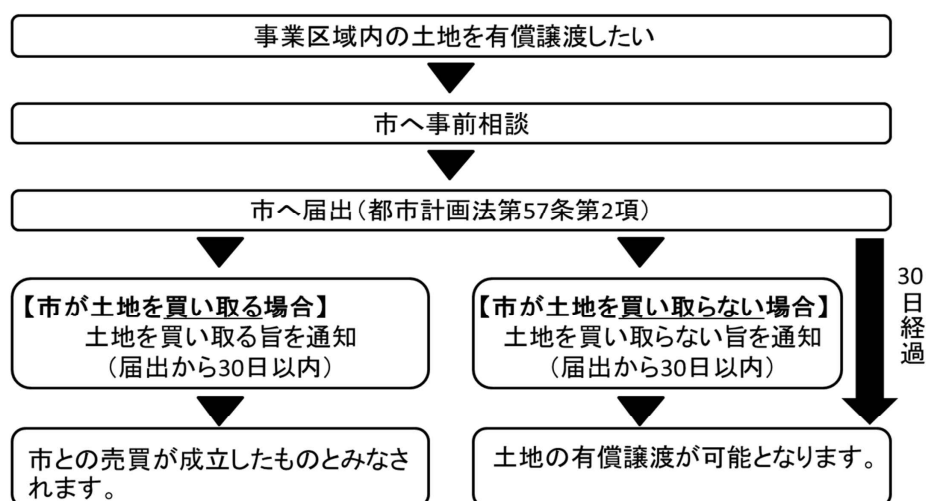
## 市街地再開発事業予定地内で土地を有償譲渡する場合は届出が必要です

取手市では、令和 8 年 2 月 27 日に「取手駅西口 A 街区地区第一種市街地再開発事業」を都市計画決定し、あわせて、都市計画法第 57 条第 1 項に基づく土地の先買い等に関する公告を行いました。

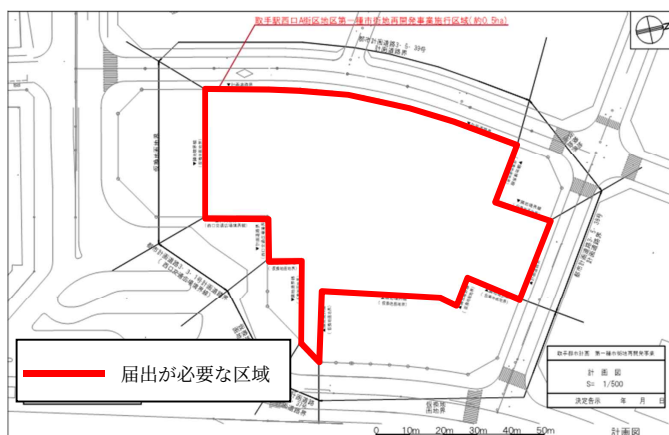
この公告に伴い、

- 令和 8 年 3 月 10 日以降、取手駅西口 A 街区地区第一種市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡する場合は、取手市長に届出が必要となります。（都市計画法第 57 条第 2 項）
- 届出後、30 日以内に取手市長が土地を買い取る旨の通知をしたときは、市がその土地を買い取ることになります。（都市計画法第 57 条第 3 項）
- 届出後 30 日の期間、もしくは、取手市長から買い取らない旨の通知があるまでは、土地を有償譲渡することができません。（都市計画法第 57 条第 4 項）

### 【土地を有償譲渡する場合の手続きの流れ】



### 【届出が必要な区域】（取手駅西口 A 街区地区第一種市街地再開発事業の施行区域）



#### 【担当窓口】

取手市都市整備部  
中心市街地整備課

〒302-0025  
茨城県取手市西 2-35-3  
分庁舎 2 階  
電話：0297-74-2141